



宮城県（税）指令第656号

仙台市青葉区大町一丁目1番30号  
社団法人仙台中法人会

平成24年3月21日付けで申請のありました移行認定については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定により、下記のとおり認定します。

平成25年3月18日

宮城県知事 村井嘉浩



記

1. 法人コード：A007645
2. 法人の名称：社団法人仙台中法人会
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人仙台中法人会
4. 代表者の氏名：吉田 久武
5. 主たる事務所の所在場所  
宮城県仙台市青葉区大町一丁目1番30号
6. 公益目的事業
  - (1) 税務知識の普及と納税意識・納税道義の高揚並びに財政及び税制・税務に関する調査研究・提言に関する事業
  - (2) 中小企業の健全な経営と発展に資する事業
  - (3) 環境・資源・福祉等をコアとした相互扶助による地域社会貢献事業
7. 収益事業等
  - (1) 組織構成員である会員企業の経営者・社員を対象とした健康診断等の紹介事業と企業経営支援、経営支援のための優良図書斡旋及び広告封入事業
  - (2) 会員企業の経営者、社員を対象とした共済制度の推進並びに会員相互の情報交換、交流に関する事業、経営支援事業及び入会促進に関する事業
8. 旧主務官庁の名称：財務省支部局